

北海道過疎地域持続的発展計画

令和 3 年度～令和 7 年度
(令和4 年 10 月 変更)

北 海 道

目 次

○ はじめに	1
1 基本的な事項	3
(1) 持続的発展の基本方針	3
(2) 目標	3
(3) 計画の達成状況の評価に関する事項	3
2 移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成・確保	4
(1) 移住・定住の促進	4
(2) 関係人口の創出	4
(3) 地域間交流の促進	5
(4) 人材の育成・確保	5
3 産業の振興	6
(1) 農林水産業の振興	6
ア 農業	6
イ 林業	7
ウ 水産業	7
(2) 地場産業の振興	9
(3) 企業の誘致対策	9
(4) 起業の促進	10
(5) 商業の振興	10
(6) 観光の振興	11
(7) 情報通信産業の振興	11
4 地域における情報化	12
5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	13
(1) 道路の整備	13
ア 基幹的な市町村道等の整備	13
イ 道道等の整備	14
(2) 多様な交通確保対策	14
6 生活環境の整備	15
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	16

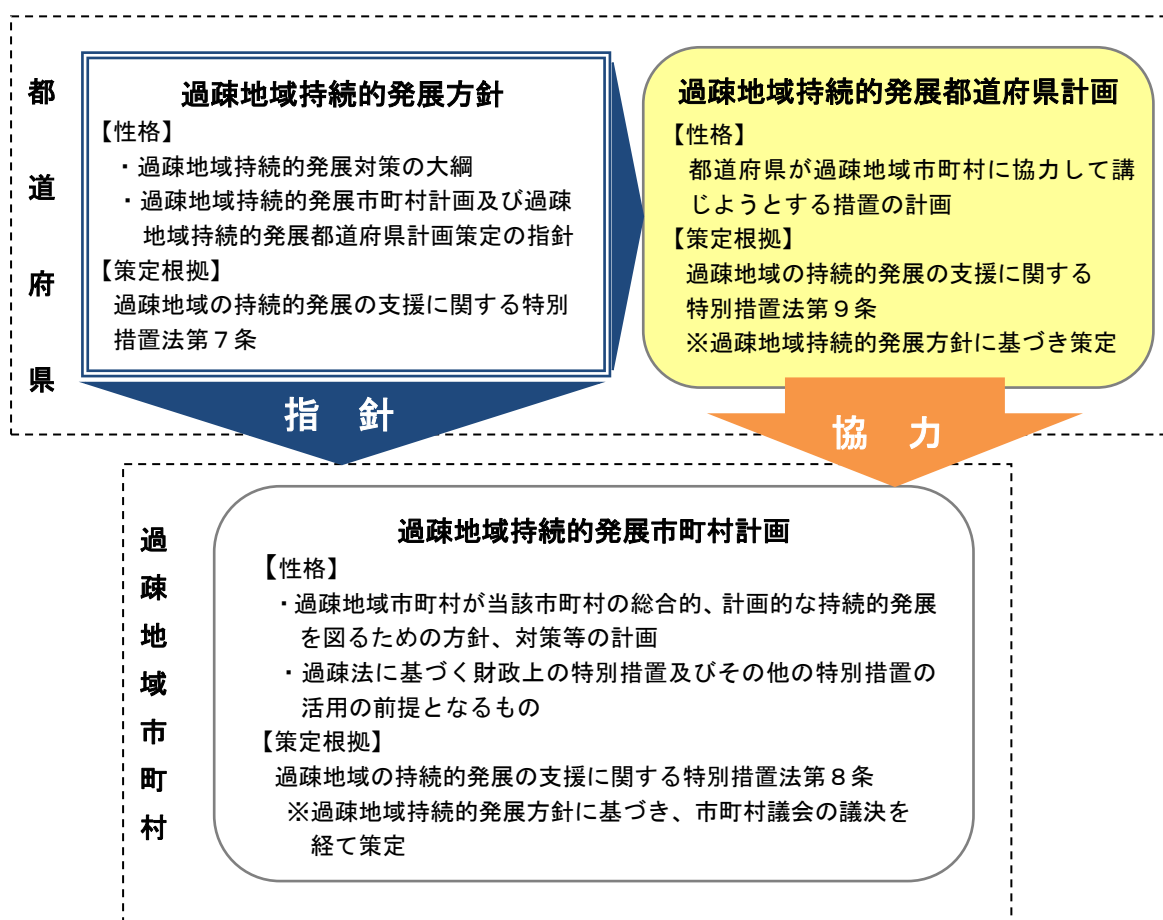
8 医療の確保	17
9 教育の振興	18
10 集落の整備.....	18
11 地域文化の振興等	19
12 再生可能エネルギーの利用の促進（「ゼロカーボン北海道」の実現）.....	19
13 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	20

はじめに

1 北海道過疎地域持続的発展計画の趣旨

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第7条の規定により策定した北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、道が過疎地域市町村に協力して講じようとする具体的な措置の内容を定める計画として、法第9条の規定により策定するものです。

方針と計画の性格と相互の関係



2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年間

3 推進管理体制

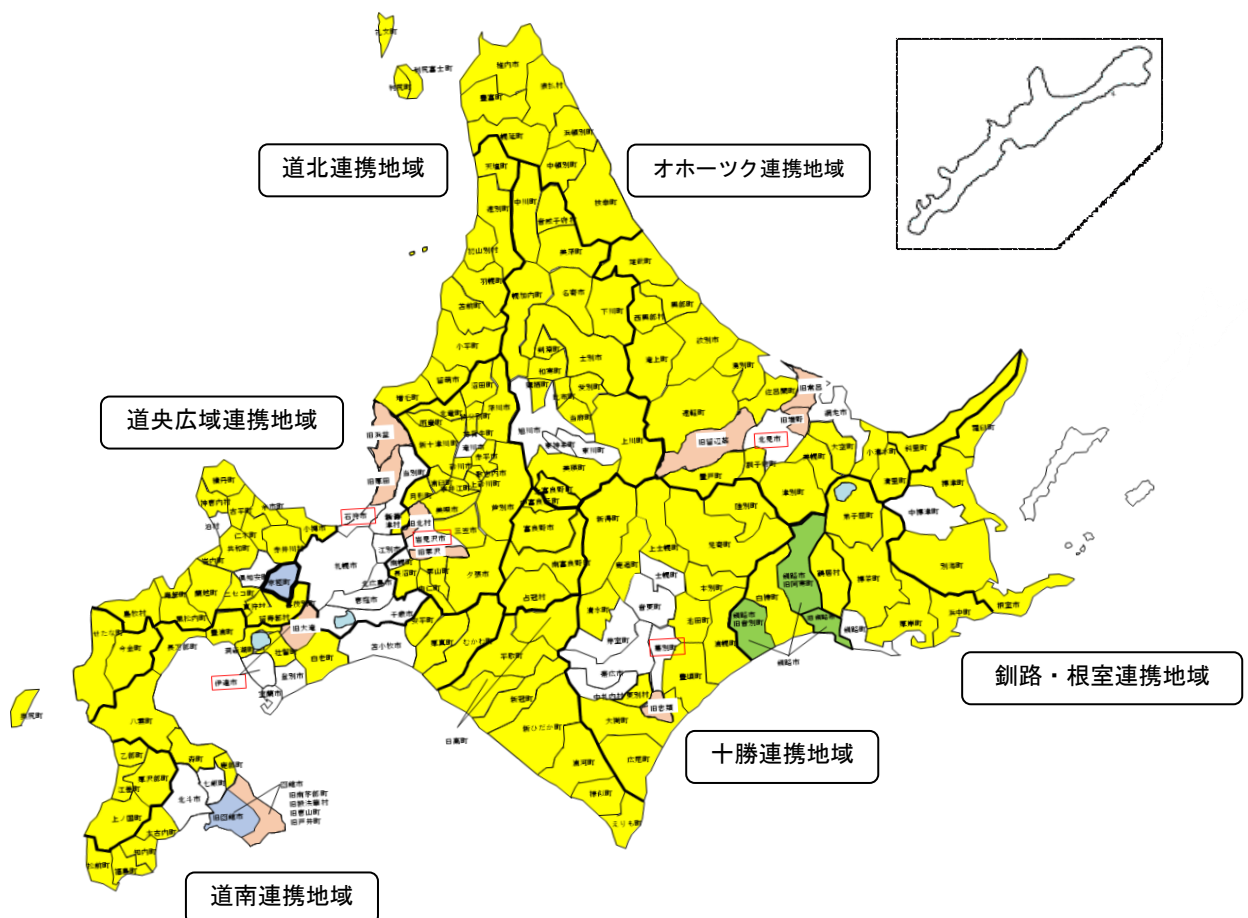
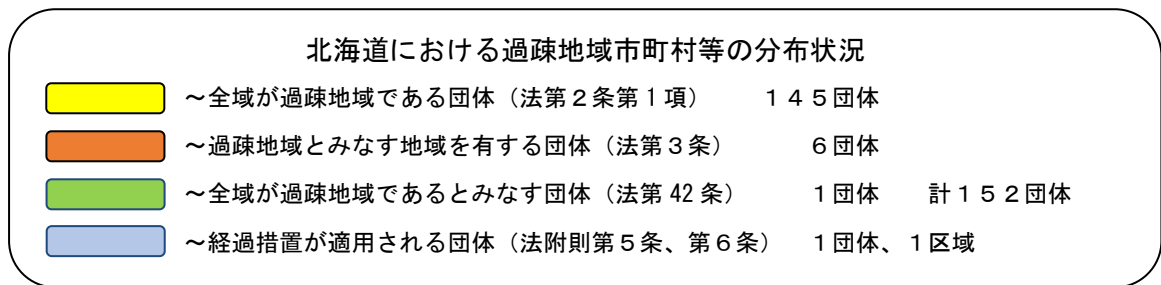
この計画に定める過疎地域持続的発展対策については、全庁横断的に組織する地域政策推進会議を中心に、過疎対策に関する協議や調整、本計画に関する実績把握など、適切な推進管理に努めます。

4 計画の対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき公示された本道の過疎市町村数は、令和4年4月1日現在、152団体（市：22団体、町：117団体、村：13団体）となっており、札幌市を中心とする道央の地域や旭川市、帯広市とその周辺地域などを除き、道内に広く分布しています。

また、法附則第5条及び第6条の規定に基づき公示された経過措置が適用される市町村等の数は、令和4年4月1日現在、1団体（1町）、1区域となっています。

本計画においては、これらの151団体1区域を対象地域としています。



1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

過疎地域の持続的発展

～本道の強みを生かし、安全・安心な暮らしの確保と多様な主体の参画による
個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築～

- 過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮し、過疎地域の暮らしを持続的に維持していくためには、これまでの過疎対策を継続するとともに、基幹産業の整備や生活環境の基盤整備、身近な生活交通の確保、集落の維持・活性化対策、人材育成・確保への支援など様々な支援策を推進していくことが必要です。
- 本道の広域分散型の地域構造や「疎」「寒さ」といった特性を強みに転換するとともに、Society5.0の実現に向けた未来技術を活用した取組やSDGs達成に向けての取組、地域経済の好循環への取組や担い手・働く場所の確保など、新たな過疎対策の視点も加えながら、行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携により、安全・安心な暮らしの確保と個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

※北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性に留意

※各連携地域における「連携地域別政策展開方針」に基づく様々な施策との整合性に配慮

(2) 目標（計画全般に関わる基本目標）

過疎地域において、移住・定住の促進や交流・関係人口の創出など、本計画で定める幅広い地域活性化の取組を推進することにより、社会増減の将来的な均衡に向けた継続的な改善を図り、持続可能な地域社会を構築する。

《参考数値》 道内過疎地域における社会増減（住基台帳人口）

（単位：人）

区分	過疎地域人口	転入(a)	転出(b)	社会増減数(a)-(b)
平成29年	1,905,744	71,659	82,461	△10,802
平成30年	1,877,755	70,602	81,837	△11,235
令和元年	1,848,228	59,706	75,309	△15,603
令和2年	1,816,918	62,893	75,034	△12,141
令和3年	1,785,963	60,818	72,602	△11,784

※一部の区域が過疎地域とみなされる区域を有する市町村においても、当該市町村全域を対象に算出

社会減の継続的な改善へ

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

道と過疎地域において、毎年度（または評価年度）、計画の達成状況を共有するものとする。

2 移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成・確保

(1) 移住・定住の促進

新型コロナウイルス感染症に伴う首都圏の人々の意識や行動の変容など、地方移住への関心の高まりを捉え、本道の持つ様々な魅力や優位性をこれまで以上に積極的に発信することにより、移住・定住やU・Iターンなどの施策の推進を図ります。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 北海道移住サポート推進事業費	北海道の移住相談窓口である「北海道ふるさと移住定住推進センター」の設置・運営のほか、北海道暮らし等の魅力発信により地域への関心を高める取組を実施する。
② 北の大地への交流・定住促進事業費	移住関連情報の発信や市町村の移住施策の支援等の取組を実施する。
③ 北海道移住受入体制構築・魅力発信事業費	市町村担当者を対象にしたPR手法の研修や、新たな移住関心層に対するPRを実施する。
④ U・I・Jターン新規就業支援事業	東京圏からの新規就業を促進するため、移住支援金対象法人を掲載するマッチングサイトを運営するとともに、移住支援金を支給する市町村に補助金を交付する。

(2) 関係人口の創出

「北海道らしい関係人口」として、「北海道を巣立った方はもとより、北海道との関わりを楽しむ道外の北海道ファン、移住・定住には至らずとも地域や地域の人々と多様に関わり、地域づくりの担い手となりうる方」まで幅広に捉え、北海道との継続的な関わり・つながりの構築を図っていきます。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 北海道型ワーケーション普及・展開事業	道内外の企業・個人のニーズに応じた北海道型ワーケーションを広く普及展開し、関係人口の創出・拡大を図る。
② 官民連携北海道応援フェア事業	ほっかいどう応援団会議に参画している企業などと連携し、首都圏等の人々に北海道との関わり方を情報提供し、関係人口の創出・拡大を図る。
③ 道内版関係人口創出・拡大事業	人口集中が見られる札幌圏の住民を関係人口として地域とつなげるため、特設ウェブサイトの運営や地域との関わり方を紹介するオンラインイベントを開催する。

(3) 地域間交流の促進

自然とふれあう都市と農山漁村との交流、スポーツ・イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業	農業・農村が発揮している多面的機能についての理解の促進、PR・啓発活動への支援を行う。
② 道内版関係人口創出・拡大事業（再掲）	人口集中が見られる札幌圏の住民を関係人口として地域とつなげるため、特設ウェブサイトの運営や地域との関わり方を紹介するオンラインイベントを開催する。

(4) 人材の育成・確保

農林水産業の担い手となる多様な人材が定着し活躍できるよう、家族経営などの担い手の経営体質の強化や法人組織経営体の育成・発展などを図るとともに、新規就業者の確保・育成や地域のリーダーとなる担い手の育成、誰もが働きやすい環境づくりや多様な人材の受入など、地域産業を支える人材が活躍し、快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進します。

また、産業振興施策との連携により、近年の雇用・就業形態の変化等に対応したハローートレーニング（公的職業訓練の愛称）をはじめとする多様な職業能力開発に取り組むほか、道立高等技術専門学院（MONOテク）では在職者や離職者などに向けた訓練について必要な見直しを進め、人材ニーズや産業などの社会の構造的な変化に対応した職業訓練を実施します。

さらに、将来の地域社会を担う子どもたちが、地理的な特性や学校の環境等を越え、等しく教育を受ける機会を確保できるよう、ICTを活用した遠隔授業や遠隔交流を推進するとともに、学校と家庭、地域等が連携・協力しながら、児童生徒が地域を理解したり、地域課題の解決に向けて探究的に学んだりする活動を通じて、ふるさとに根付く子どもを育む取組を推進します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 養成・転職職業訓練事業	道立高等技術専門学院（MONOテク）にて離転職者等への職業訓練を行う。

② 成人職業訓練費	在職者に対し職業能力の向上に係る情報を提供し資質向上を図る。
③ 事業内職業訓練事業費	事業主が行う職業訓練を知事が認定し、運営費などを補助する。
④ 担い手育成総合推進事業	優れた担い手を育成・確保するため、担い手対策を総合的に実施する。
⑤ 北海道農業担い手育成センター事業	(公財)北海道農業公社において、地域と連携しながらきめの細かな担い手対策を総合的に実施する。
⑥ 漁業就業促進事業費	北海道漁業就業支援協議会において、関係団体と連携し漁業就業者確保育成に関する事業を総合的に実施する。
⑦ 漁業研修事業費	道立漁業研修所において、漁業就業者及び漁業を志す者に対し、漁業に必要な知識及び技術に関する研修を行う。
⑧ 北の森づくり専門学院管理費	北海道立北の森づくり専門学院において、林業・木材産業の即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う人材を育成する。

3 産業の振興

(1) 農林水産業の振興

ア 農業

農業生産基盤や食料等の安定生産体制の整備、ブランド力の強化などを着実に推進して生産力と競争力を高め、持続可能で生産性が高い農業を、国内外の需要を取り込みながら展開する必要があります。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 道営土地改良事業費	農業生産基盤等の一体的な整備を行う。
② 道営農用地造成事業費	草地その他畜産基盤の整備を行う。
③ 道営農地防災事業費	農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を図る。
④ 道営農村総合整備事業費	中山間地域における農業生産基盤・生活環境基盤等の整備を行う。

イ 林業

発揮すべき機能に応じて森林を区分し、適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林の整備及び保全を進めるとともに、森林資源の循環利用を進めることにより、持続的で健全な林業及び木材産業等の振興を図ります。

また、道民との協働による森林づくりに向けて、木育の理念を基本とした森林づくりや木材利用に対する道民の理解及び参加・協力を進めます。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 森林環境保全整備事業 (造林事業)	森林の有する多面的機能の維持・増進のための森林整備を行う。
② 森林整備担い手対策推進費	安全衛生の確保、技術技能の向上、福利厚生の実施等、森林作業員の育成及び確保を図る。
過疎地域市町村に対する行財政上の援助	
③ 森林環境保全整備事業 【造林事業分(一般民有林)】	森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、市町村等が実施する森林整備に対する支援を行う。 補助率：4/10～5/10
④ 林業・木材産業構造改革事業	意欲と能力のある経営体と連携し、需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給等を図るため、川上から川下までの連携による林業・木材産業の体制整備を総合的に支援する。 補助率：1/2～1/3

ウ 水産業

漁業生産の回復に向けて、主要魚種の生産回復のほか、国内外に向けて安全・安心な水産物を安定して供給していくため、厳しい環境にある日本海地域をはじめとして資源状況の改善及び持続的利用、漁業経営体とその後継者の育成・確保と漁業経営の安定、厳しい経営環境や社会情勢への対応が可能な強い漁業経営への転換、水域等の環境保全と漁港・漁村の整備を推進するとともに、食育や水産業、漁村に対する道民理解の促進を図ります。

【事業計画】

事業名	実施内容
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道自ら実施する事業</p> <p>① 水産基盤整備事業 (漁場整備)</p> <p>② 水産基盤整備事業 (漁港施設)</p>	<p>水産動植物に配慮した広域的な水産環境整備を実施する。</p> <p>漁業生産の増大と漁船漁業の近代化を図るため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設などの整備を行う。</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p> <p>③ 農山漁村地域整備交付金 (漁港環境整備事業)</p> <p>④ 農山漁村地域整備交付金 (漁業集落環境整備事業)</p> <p>⑤ 農山漁村地域整備交付金 (漁村再生交付金事業)</p> <p>⑥ 水産業振興構造改善事業</p> <p>⑦ 漁港漁村活性化対策事業</p>	<p>漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上に資するための施設整備に対して補助する。 補助率：1/2以内</p> <p>漁業集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るための施設整備に対して補助する。 補助率：1/2以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設の整備にあつては、1/3以内</p> <p>地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤と漁村の生活環境施設を総合的に整備する。 補助率：6/10以内</p> <p>水産業の持続的な生産体制構築のため、加工・流通施設等の整備を行う漁協・市町村に対し支援する。 補助率：1/2、1/3、4/10以内（事業メニューにより異なる）</p> <p>漁港の効率的な利用と美しく快適な漁港環境の形成を図り、さらに、漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守る減災対策の強化を図るための施設整備に対して補助する。 補助率：1/2以内</p> <p>※漁港機能増進事業及び水産業競争力強化漁港機能増進事業による次の施設整備に係る補助率</p> <p>①第1種・2種・3種漁港</p> <p style="padding-left: 20px;">外郭施設：7/10以内。ただし、離島にあつては8/10以内</p> <p style="padding-left: 20px;">係留施設：6/10以内</p> <p style="padding-left: 20px;">輸送施設若しくは漁港施設用地：5.5/10以内</p>

<p>⑧ 漁村整備事業</p>	<p>②第4種漁港 外郭施設：7／10以内。ただし、離島にあつては8／10以内 係留施設：2／3以内 輸送施設若しくは漁港施設用地：2／3以内</p> <p>漁港区域内における水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラの強靱化等を推進するため、漁業集落環境施設及び漁港環境整備施設の整備に対して補助する。</p> <p>補助率：1／2以内。ただし、津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難経路並びに避難地整備を実施するものにあつては、2／3以内</p>
-----------------	---

(2) 地場産業の振興

ニーズに応じた金融支援などにより企業の経営力強化を図るとともに、地域の産業支援機関などと連携し、一次産業のICT化やAI・IoTの導入に向けた研究開発の支援、企業のデジタル化対応、エネルギーの地産地消の取組の促進、地域の安全・安心に欠かせない建設産業の経営力や技術力の向上など、新たな社会経済の変化への対応力強化とそれを支える人材の育成・確保に取り組み、地場産業の振興を図ります。

【事業計画】

事業名	実施内容
<p>道自ら実施する事業</p> <p>① 中小企業競争力強化促進事業</p> <p>② 建設業経営体質強化対策事業費</p>	<p>道内中小企業の競争力の強化を促進するため、北海道産業振興条例に基づき、新分野・新市場等への進出に取り組む企業に対して助成する。</p> <p>建設業の経営に係る相談支援や情報の提供のほか、建設業団体等が行う人材の確保・育成等の取組を支援するとともに建設産業への入職に繋がる各種情報発信を行う。</p>

(3) 企業の誘致対策

本道では、サプライチェーンの強靱化やカーボンニュートラルの実現に向けた生産拠点の立地、DXや新しい働き方に向けたサテライトオフィスや本社機能の立地といった動きが出ており、こうした動きを的確に捉えながら、市町村とも連携し、自然災害の少なさや人材確保のしやすさに加え、恵まれた食、豊かな自然環境、さらには、積雪寒冷な気候や豊富な再生可能エネルギーといった本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進に取り組みます。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 企業立地促進事業	北海道産業振興条例に基づき、工場等を新增設する企業に対して助成を行う。
② 企業誘致促進事業	道外からの企業立地を促進するため各種の企業誘致活動を実施する。

(4) 起業の促進

創業の促進は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出す上で大変重要であることから、北海道中小企業総合支援センターをはじめ関係機関と連携を図り、創業に対する融資や補助制度などの活用を促進するとともに、地域課題の解決に取り組む起業者の事業に必要な資金調達や、起業計画策定、事業や経営ノウハウ習得の支援などに取り組んでおり、引き続き、創業の各段階に応じた総合的な支援を推進します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 中小企業経営資源強化対策事業	様々な課題に対する専門家派遣や総合相談窓口の設置、新商品開発・新販路開拓のためのビジネスマッチングや商談会開催など中小・小規模企業の支援を実施する。
② 地域課題解決型起業支援事業	地域課題の解決を目的として新たに起業する者に対し、起業に必要な経費の一部を補助するほか、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施する。

(5) 商業の振興

平成 24 年に北海道地域商業活性化条例を制定し、商店街の活性化計画の策定やにぎわい創出に向けた支援を行うほか、商店街の活性化を担う人材の育成などに取り組んできているところであり、引き続き、人口減少社会の更なる進行を見据え、地域商業の実態に応じた商店街の魅力づくりやにぎわいの再生に向けた自主的な取組を促進します。

【事業計画】

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> 商店街振興対策費	商店街を取巻く環境変化に対応し、その活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、商店街の指導機関である北海道商店街振興組合連合会に対し支援し、リーダーや後継者の育成、組織強化の推進や商店街活性化のための指導事業等を進める。

(6) 観光の振興

観光地づくり、誘客活動、受入体制整備などの従来の取組に加え、感染拡大防止と社会経済への影響の最小化に取り組むとともに、新たな旅行スタイルなどを推進していくことにより、「観光立国北海道」の再構築に向けた取組を進めていきます。

【事業計画】

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> ① 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業 ② 自然公園施設整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> ③ 自然公園等整備事業補助金 ④ 環境保全施設整備事業補助金	<p>地域の観光協会等が実施する新たな商品づくり・観光地づくり等の取組を支援する。</p> <p>自然環境の保護、利用者の安全確保及び適正な利用の促進のため、自然公園施設の整備等を行う。</p> <p>北海道自然環境整備計画に基づき、国立公園などの施設整備事業を行う市町村を支援する。 補助率：国立公園整備事業：1／2以内 国定公園等整備事業：45／100以内</p> <p>北海道環境保全施設整備計画に基づき、自然公園施設の長寿命化を主目的とした事業を行う市町村を支援する。 補助率：国立公園整備事業：1／2以内 国定公園等整備事業：45／100以内</p>

(7) 情報通信産業の振興

中小・小規模企業へのITツール導入支援等を通じたデジタルトランスフォーメーションの推進や、産学官連携の事業化に向けた研究開発の支援による新技術、新商品の創出の推進を図るとともに、Society 5.0の実現に向けたスタートアップ企業の成長・育成を支援します。

情報通信産業については、ICTやAI、ロボット等の未来技術を活用し、農林水産業をはじめ、ものづくりや観光、建設業など、様々な場面での活用を積極的に進め、生産性の向上やサービス産業の高付加価値化などの実現に加え、労働力不足の解消などの様々な課題の解決に向けた取組を推進します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
スマート農業総合推進事業費	農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足に対応するため、地域の営農システムへの戦略的な技術導入を推進する。

4 地域における情報化

「北海道総合計画」のめざす姿『輝きつづける北海道』及び「北海道Society 5.0推進計画」に掲げた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向けて、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 電子自治体共同システム運用事業	道及び市町村の電子自治体化を推進するため、道と市町村が共通して利用できる共通基盤システムの運用を図る。
② 地域デジタル化促進支援事業（北海道過疎地域等政策支援員）	<p>○目的・概要 誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、行政のデジタル化の取組に遅れが懸念される市町村に対し、専門的知識を有するアドバイザーによる助言等を行い、市町村の取組を支援する。</p> <p>○活動期間 本計画期間内</p> <p>○活動内容 ・自治体DX推進計画に基づく市町村における行政のデジタル化を着実に進めるための各種支援 ・市町村のICTに関する課題解決に向けた支援</p> <p>○活動地域 ・デジタル人材の確保が困難で取組の遅れが懸念される過疎地域を有する市町村 ・上記市町村への支援に支障が生じない範囲で、取組の遅れが懸念されるその他条件不利地域を有する市町村</p>

<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p> <p>③ 移動通信用鉄塔施設整備事業</p>	<p>携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差の是正を図るため、移動通信用鉄塔等の施設整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設整備補助 補助率：2 / 3（1者参画の場合は、1 / 2） ○償還金補助 補助率：6. 3 / 4 1 以内（過疎債を活用した場合）
--	--

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 道路の整備

広域分散型地域構造に対応するため、救急医療施設や観光施設、インターチェンジへのアクセス向上や防災機能の充実など、地域生活を支える幹線道路や日常生活を支える道路の整備を進めるとともに、個別施設ごとの長寿命化修繕計画に基づく効率的な維持管理・更新を推進します。

また、生産機能の活性化や農山漁村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、漁港関連道の整備を進めるとともに、既存の道路施設が今後、順次、本格的な更新時期を迎えることから、長寿命化を図るため計画的な補修・更新を推進します。

ア 基幹的な市町村道等の整備

【事業計画】

事業名	実施内容
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">道自ら実施する事業</p> <p>① 農道 道営農道整備事業費</p> <p>農道整備特別対策事業費</p> <p>② 林道 森林環境保全整備事業・ 農山漁村地域整備交付金</p>	<p>大型農業機械の導入や生産物流通に係る合理化を図り、農業生産性の向上を図る。 改良・舗装・修繕 37路線 L=88,508m</p> <p>農業農村の振興と定住環境の改善を図るため、農道改良等を行う。 改良・舗装 16路線 L=23,862m</p> <p>森林整備の基盤となる林道等の路網整備を行う。</p>

イ 道道等の整備

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 道道	改良・舗装 175 路線 L=120,000m
② 街路	延長 11 路線 L=9,840m

(2) 多様な交通確保対策

北海道新幹線の整備や航空ネットワークの充実などを通じて、本道産業の活性化に重要な役割を担う道内の幹線交通ネットワークの強化に向けた取組を進めるとともに、地域の日常生活を支える地域交通の維持・確保に向けて、地域の実情に応じた公共交通サービスの展開を促進することなどにより、本道の経済活動や安全・安心で快適な暮らしを支える交通ネットワークの形成を図ります。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 生活交通路線維持対策事業	乗合バス・廃止代替バス事業の路線を維持する。
② 定期航路維持対策事業	離島航路旅客定期航路事業者に対する助成を行う。
③ 地域航空ネットワーク形成推進事業	地域航空ネットワークの形成を推進するとともに、北海道関係航空路線の維持・確保や各空港の活性化及び空港間の連携を促進する。
④ 離島航空路線維持対策事業	道内離島航空路線の確保を図る観点から、航空会社に対して運航費の一部を補助する。
⑤ 空港整備事業	過疎地域における生活路線の確保に係る空港の整備を行う。
⑥ 空港維持管理事業	過疎地域における生活路線の確保に係る空港の維持管理を行う。

<p>過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p> <p>⑦ 生活交通路線維持対策事業</p>	<p>地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業の路線維持を図る。</p> <p>補助率：1/2。ただし、市町村生活バス路線運行費補助金は補助率1/10</p>
---	---

6 生活環境の整備

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備・更新や安全で安心な水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、消防・救急体制の充実強化に努めます。

【事業計画】

事業名	実施内容
<p>道自ら実施する事業</p> <p>① 流域下水道事業</p> <p>② 都市公園整備事業</p> <p>③ 公営住宅整備事業</p>	<p>石狩川流域下水道の整備を行う。 計画処理人口 93,635人</p> <p>道立広域公園の整備を行う。</p> <p>低額所得者に対する低廉な家賃による賃貸住宅の供給を行う。</p>
<p>過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p> <p>④ 生活基盤施設耐震化等補助金事業</p>	<p>水道施設の耐震化等の事業を実施する市町村等に対し補助する。</p> <p>交付率：水道施設等耐震化事業：1/4～1/2 以内 水道事業運営基盤強化推進等事業：1/4～1/3 以内 官民連携等基盤強化推進事業：1/4～1/3 以内 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業：1/3 以内 生活基盤施設耐震化等効果促進事業：1/3 以内</p>

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支え合いながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

【事業計画】

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">道自ら実施する事業</div>	
① 公衆衛生看護活動基盤整備事業	道立保健所が管内市町村における地域保健活動の現状・課題を把握し、市町村保健師等の実践能力の向上を図るための調整や支援を行い、地域保健活動体制の整備を図る。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div>	
② 老人福祉施設等整備事業	居宅において養護を受けることが困難な高齢者若しくは常時介護を必要とする高齢者が入所する施設等を整備する事業に対して助成する。 補助率：定額。ただし、大規模修繕については3/4
③ 介護サービス提供基盤等整備事業	定員29名以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の整備のほか、介護施設等の開設準備経費や特別養護老人ホームの改修等に要する経費に対し助成する。 補助率：定額。ただし、定期借地権設定のための一時金の支援事業については、1/2。介護職員の宿舎整備事業については、1/3。
④ 地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て家庭等を対象に、地域子育て支援拠点事業や「病児保育」、「放課後児童クラブ」などを実施する市町村に補助する。 補助率：1/3以内
⑤ 社会福祉施設整備費補助事業（児童厚生施設等整備事業）	留守家庭児童の健全育成、こども会・母親クラブ等の組織活動の育成を図るため、放課後児童クラブや児童館及び児童センター等の整備に要する経費を市町村等に助成する。 補助率：1/3以内

8 医療の確保

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立って、地域の関係者による議論を積み重ね、地域で不足する病床機能や医療機関相互の機能分化・連携を進めていくとともに、地域における医師等の偏在是正やへき地医療対策などに取り組み、良質かつ適切な医療を効率的・継続的に提供する体制を確立します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 離島・無医地区等巡回診療事業	歯科医療を受ける機会の確保が困難な離島での巡回歯科診療に対し、歯科診療班の派遣を行い、地域住民の歯科診療を確保する。
② 自治医科大学運営事業	へき地等に勤務する医師を継続的かつ安定的に確保するため、学校法人自治医科大学において、医師の養成を図る。
③ 診療所医療機器整備事業	へき地医療の確保・拡充を図るため、道立診療所において必要な医療機器を整備する。
過疎地域市町村に対する行財政上の援助	
④ へき地診療所施設設備整備事業	へき地診療所として必要な診療施設、医療機器、患者輸送車等の整備に対する支援を行い、無医地区等の住民の医療の確保と充実を図る。 補助率：1／2以内
⑤ へき地患者輸送車運行事業	無医地区等の住民を最寄りの医療機関まで輸送することにより、住民の医療の確保と充実を図る。 補助率：1／2以内
⑥ へき地診療所運営事業	へき地診療所の運営費の支援を行い、無医地区等の住民の医療の確保と充実を図る。 補助率：2／3以内。
⑦ へき地医療拠点病院事業	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣などを行うへき地医療拠点病院の運営及び整備に対する支援を行い、無医地区等の住民の医療の確保と充実を図る。 補助率：10／10以内

⑧ 地域医療対策支援事業	道内各地の医療機関における医師不足の解消と医療機能の強化を図るため、（公財）北海道地域医療振興財団が実施するドクターバンク推進事業を支援する。 補助率：10/10以内
--------------	--

9 教育の振興

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、また、すべての道民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

【事業計画】

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> ① 北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業 ② 図書館関連経費	<p>小中学校において、北海道の自然や文化、観光を含む産業等の教育資源等の活用により、北海道についての理解を深め、郷土に対する愛着や誇り、社会性を育む</p> <p>道立図書館職員派遣や図書貸出しによる市町村図書館支援、インターネット貸出しやデジタルライブラリーにおける市町村との連携強化等を図る。</p>

10 集落の整備

本道における集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落住民の生活向上を図るための生活環境施設等の整備とともに、住民と市町村が連携した、集落の状況把握や課題解決に向けた主体的な取組を促進します。

また、取組の加速に向けて、関係者のネットワークづくりや相談体制の強化などサポート体制の充実を図ります。

【事業計画】

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> ① 特定地域政策推進費（集落総合対策事業）	<p>集落機能の維持・確保を図るため、集落対策の主体となる市町村や集落住民に対し、先進事例の紹介や交流・ネットワークの構築の場を提供し、集落対策の取組を促進する。</p>

11 地域文化の振興等

文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に文化振興施策を推進します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 北海道巡回小劇場公演事業	舞台芸術の鑑賞機会の少ない地域の児童・生徒を対象とした小編成の音楽、児童劇等の舞台公演の実施を促進する。

12 再生可能エネルギーの利用の促進（「ゼロカーボン北海道」の実現）

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づく「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」や、2050年「ゼロカーボン北海道」の実現を目指した「北海道地球温暖化対策推進計画」などに基づき、新エネルギー導入など各般の施策を推進します。

【事業計画】

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 地域新エネルギー導入調査総合支援事業	地域主導による新エネルギー導入を加速化するため、地域の新エネルギー導入可能性調査等を支援する。
② 洋上風力発電導入促進事業	地域の合意形成等環境整備に向けた取組を進め、先進事例の冊子の作成や全道規模のセミナーを開催する。
③ 分散型エネルギーリソース導入促進事業	分散型エネルギーリソースの活用モデルを構築するとともに、事業者等への普及啓発を行う。
④ エネルギー地産地消費モデル支援事業	地域におけるエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対し支援する。
⑤ 地域資源活用基盤整備支援事業	送電線を整備する費用の一部を支援し、地域に賦存するエネルギーを最大限活用する体制を構築する。
⑥ 地熱井掘削支援事業	雇用の創出やエネルギー産業の創出など地域経済の活性化に資する地熱などの新エネルギー導入を支援する。
⑦ 「ゼロカーボン北海道」貢献への新エネ導入支援事業	市町村が主体となって行う新エネルギー導入の加速化を図るための事業の掘り起こしから計画、導入までの各段階へ支援する。

13 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項

【事業計画】

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> ① 地域政策推進事業	地域課題の解決に向けた取組や道・市町村の総合戦略を推進するため、総合振興局・振興局自らが地域と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を企画・立案・実施する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> ② 地域づくり総合交付金	地域課題の解決や地域活性化を目的として行う市町村の取組に対して支援する。 交付率：地域づくり推進事業：1/2以内 新型コロナウイルス感染症対策推進事業：1/2以内 特定課題対策事業：1/2以内 広域連携加速化事業：上限10,000千円
③ 市町村振興基金貸付事業	市町村の公共施設や生活基盤等の整備に要する資金の貸付を行う。 (貸付内容) 貸付利率：貸付時の財政融資資金貸付利率に応じた利率 貸付額：経費(特定財源等を除く)の概ね75%、95% 償還期間：12年以内、15年以内(据置期間2年以内) ただし、車両、機械器具(設備)の購入事業については、7年以内(据置期間2年以内)
④ 離島振興対策事業	本土に比較して価格差のあるプロパンガスの価格安定に向けた離島町の取組に対して支援する。 補助率：1/2以内